

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年7月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100094号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100023号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年4月22日は20万円、平成28年8月4日、平成28年12月16日、平成29年7月28日、平成29年12月15日、平成30年7月27日及び平成30年12月14日は40万円に訂正することが必要である。

平成28年4月22日、平成28年8月4日、平成28年12月16日、平成29年7月28日、平成29年12月15日、平成30年7月27日及び平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月22日、平成28年8月4日、平成28年12月16日、平成29年7月28日、平成29年12月15日、平成30年7月27日及び平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年4月22日  
② 平成28年8月4日  
③ 平成28年12月16日  
④ 平成29年7月28日  
⑤ 平成29年12月15日  
⑥ 平成30年7月27日  
⑦ 平成30年12月14日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与明細書、年末調整源泉徴収簿及び金種

一覧表により、請求者は同社から請求期間①は 20 万円、請求期間②から⑦までは 40 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 1 万 7,828 円、請求期間②は 3 万 5,656 円、請求期間③及び④は 3 万 6,364 円、請求期間⑤から⑦までは 3 万 6,600 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 28 年 4 月 22 日、平成 28 年 8 月 4 日、平成 28 年 12 月 16 日、平成 29 年 7 月 28 日、平成 29 年 12 月 15 日、平成 30 年 7 月 27 日及び平成 30 年 12 月 14 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 4 月 22 日、平成 28 年 8 月 4 日、平成 28 年 12 月 16 日、平成 29 年 7 月 28 日、平成 29 年 12 月 15 日、平成 30 年 7 月 27 日及び平成 30 年 12 月 14 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100095号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100024号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年4月22日は10万円、平成28年8月4日は5万円に訂正することが必要である。

平成28年4月22日及び平成28年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月22日及び平成28年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年4月22日  
② 平成28年8月4日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与明細書、年末調整源泉徴収簿及び賞与金融機関別振込一覧表により、請求者は、同社から請求期間①は10万円、請求期間②は5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は8,914円、請求期間②は4,457円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成28年4月22日及び平成28年8月4日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年4月22日及び平成28年8月4日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事

業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100099号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100025号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年6月12日及び平成30年6月13日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年6月12日  
② 平成30年6月13日

請求期間について、A社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の2016年度役員賞与に係る明細書、平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成29年6月12日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成30年度に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①に381万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

請求期間②について、A社から提出された請求者の2017年度役員賞与に係る明細書、平成30年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成30年6月13日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成31年度に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間②に374万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除され

ていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100101号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100026号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年6月12日及び平成30年6月13日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年6月12日

② 平成30年6月13日

請求期間について、A社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の2016年度役員賞与に係る明細書、平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成29年6月12日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成30年度(平成29年分)に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①に384万8,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

請求期間②について、A社から提出された請求者の2017年度役員賞与に係る明細書、平成30年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成30年6月13日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成31年度(平成30年分)に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間②に379万8,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生

年金保険料を控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100102号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100027号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年6月12日及び平成30年6月13日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年6月12日  
② 平成30年6月13日

請求期間について、A社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の2016年度役員賞与に係る明細書、平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成29年6月12日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成29年分給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①に642万9,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

請求期間②について、A社から提出された請求者の2017年度役員賞与に係る明細書、平成30年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成30年6月13日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成30年分給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間②に634万4,000円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除され

ていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100103号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100028号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年6月12日及び平成30年6月13日は150万円に訂正することが必要である。

平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月12日及び平成30年6月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年6月12日  
② 平成30年6月13日

請求期間について、A社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された請求者の2016年度役員賞与に係る明細書、平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成29年6月12日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成30年度に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①に381万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

請求期間②について、A社から提出された請求者の2017年度役員賞与に係る明細書、平成30年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成30年6月13日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成31年度に係る給与支払報告書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間②に374万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額150万円に見合う厚生年金保険料を控除され

ていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100105 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100029 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 6 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 6 月 13 日

請求期間について、A 社に係る標準賞与額の記録が、賞与支払届の提出が漏れていたことにより、保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された請求者の 2017 年度役員賞与に係る明細書、平成 30 年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、平成 30 年 6 月 13 日に係るお振込受付明細表、課税庁から提出された平成 31 年度(平成 30 年分所得)市民税・県民税照会回答書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に 374 万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から標準賞与額 150 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100085 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100010 号

## 第 1 結論

平成 18 年 12 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 48 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成 18 年 12 月

私は、平成 20 年 11 月頃に過去の未納保険料を納付したいと思い、社会保険事務所（当時）に電話で問い合わせをしたところ、平成 18 年 12 月までは遡って納付することが可能であると説明された。そのため、現金を用意して社会保険事務所に赴き、平成 19 年 1 月から同年 9 月分までの納付書を発行してもらい、同事務所付近のコンビニエンスストアで当該期間の保険料を納付した。その 2、3 日後に、請求期間の保険料も納付したいと思い、改めて社会保険事務所に電話し、納付書を郵送してもらい、平成 20 年 11 月中に自宅付近のコンビニエンスストアで納付した。

私は、日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」でこれまで何度も自身の記録を確認しており、請求期間の納付状況はいずれも「納付」と表示されていたにもかかわらず、令和 2 年 11 月に確認した際には「未納」と表示が改ざんされていた。

請求期間が「納付」と表示されていたことを証明する資料はないが、自宅付近のコンビニエンスストアで保険料を納付したことは確かであり、「未納」とされていることに納得できない。

請求期間当時に係る普通預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の事務処理は、平成 5 年 3 月頃に行われ、その際に国民年金手帳記号番号が払い出されている。この国民年金手帳記号番号は、平成 9 年 1 月から基礎年金番号とされ、請求者の厚生年金保険及び国民年金の記録が管理されているところ、請求者は、平成 20 年 11 月に請求

期間である平成 18 年 12 月分の保険料を納付したとして、自身が名義人である普通預金通帳等の写しを提出し請求期間の年金記録の訂正を求めている。

- 2 また、上述の普通預金通帳の写しによると、平成 20 年 11 月 20 日に 20 万円、同月 23 日に 16 万円が引き出されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求期間直後の平成 19 年 1 月から同年 9 月までの保険料（126,180 円）が平成 20 年 11 月 20 日に過年度保険料としてまとめて納付していることが確認できる。
- 3 しかしながら、上述の保険料を納付後、請求者は、請求期間の保険料も納付したいと思い、社会保険事務所に電話し、納付書を郵送してもらった旨陳述しているものの、日本年金機構は、請求者に係る請求期間当時の納付書発行事蹟等資料は保存期限が経過し保管はない旨回答していることから、請求者が郵送してもらったとする請求期間に係る納付書の発行状況の詳細は不明である。
- 4 また、オンライン記録によると、請求者が社会保険事務所付近のコンビニエンスストアで納付したと陳述している、平成 19 年 1 月から同年 9 月までの保険料は、平成 20 年 11 月 20 日を納付日として納付記録が確認できるものの、請求者が、自宅付近のコンビニエンスストアで平成 20 年 11 月中に納付した旨陳述している請求期間の保険料について、日本年金機構は、コンビニエンスストアで保険料を収納した場合の領収済通知書の保存期限は、「3 年を経過する年度末まで」と回答していることから、確認することはできない。

以上のことを踏まえると、請求者が平成 20 年 11 月中に請求期間の保険料を納付したとする事情は見いだせない。
- 5 さらに、国民年金の被保険者が年末調整又は確定申告の際に必要な控除証明書発行事蹟によると、請求者に対しては、納付年を平成 20 年、納付済額合計を 34 万 470 円とする証明書が平成 21 年 6 月 1 日に年金事務所の窓口で発行されていることが確認でき、この金額は、オンライン記録で確認できる、請求者が平成 20 年中に納付した保険料の合計金額と一致していることから、請求者が平成 20 年 11 月中に請求期間の保険料を納付していたとは推認し難い。
- 6 加えて、請求者は、以前から日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」により複数回、自身の年金記録を確認しており、請求期間の納付状況はいずれも、「納付」と表示されていたが、令和 2 年 11 月に確認した際には、「未納」と表示が改ざんされていた旨陳述しているところ、日本年金機構によると、インターネットサービス「ねんきんネット」の納付記録は、オンラインの納付記録に変更があった翌営業日にねんきんネットの記録に反映されるため具体的に誰かが直接ねんきんネットの記録を変更するということはない旨回答しており、オンライン記録においても、請求者の納付記録に不自然な事務処理は見受けられない。
- 7 このほか、A 市が保管する請求者の国民年金記録票からは、請求期間について保険料を納付したことは確認できない上、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、

保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難いところ、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 8 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。